

## 資料1 関連条文（試訳）

### 184条 最高裁判所の原審管轄権

1項および2項省略。

3項 第199条の諸規定に影響することなく、最高裁判所は、第2編第1章により保障された基本権のいずれであれその実現に関わる公の重要な問題が含まれると思料する場合には、同条において言及されている性質を持つ命令を発する権限を有する。

### 199条 高等裁判所の管轄権

1項 本憲法のもとで、高等裁判所は、法によって規定された適切な救済手段が他に存在しないと確信させられた場合には、

- (a) 利益を害された者の申請にもとづいて、次の命令を発することができる
  - (i) 当該高等裁判所の管轄地域内において、連邦、州あるいは地方政府機関の問題に関連してその機能を果たす者に対して、法によって認められていないことを行うことを禁止し、または、法によって要求されていることを行うよう指示する命令、
  - (ii) 当該高等裁判所の管轄地域内において、連邦、州あるいは地方政府機関の問題に関連してその機能を果たす者によりなされたいかなる行為あるいは手続きであれ、それが適法な権限にもとづかずに行われ、かつ法的効力をもたないと宣言する命令、
- (b) 誰であれ申請にもとづいて、次の命令を発することができる
  - (i) 当該高等裁判所の管轄地域内において拘置されている者につき、彼が適法な権限にもとづかずまたは違法な方法で拘置されたのではないことを高等裁判所が確認できるよう、高等裁判所の面前に出廷させるよう指示する命令
  - (ii) 当該高等裁判所の管轄地域内において公職に就いている者あるいは公職に就いていると称している者に、どのような法の権限にもとづいてその職に就いていると主張しているかを示すよう要求する命令

(c) 利益を害された者の申請にもとづいて、当該高等裁判所の管轄地域内において、何らかの権限を行使した職務を行う政府を含む、人または機関に対して、第2編第1章によって保障された基本権のいずれであれその実現のために適切な命令を発することができる。

2項 本憲法のもとで、第2編第1章により保障された基本権のいずれであれその実現のために高等裁判所に提訴する権利は奪われてはならない。

3項以下省略。

補足：199条1項に規定された命令はイギリス法に伝わる大権令状（*prerogative writs*）をそれぞれ指す。199条1項(a)(i)に規定されている、違法な行為を禁止する命令は禁止令状（*prohibition*）、法により要求される行為を行うよう命じる命令は職務執行令状（*mandamus*）である。199条1項(a)(ii)の命令は、移送令状（*certiorari*）とよばれる。199条1項(b)(i)の命令は人身保護令状（*habeas corpus*）、199条1項(b)(ii)の命令は権限開示令状（*quo warranto*）である。

## 232条 戦争、内乱などの理由による非常事態の宣言

1項 大統領が、パキスタンまたはその一部の安全が、戦争あるいは外患によって、または州政府の統制権限を超える内乱によって、脅威にさらされている重大な非常事態が存在すると確信させられる場合には、彼は非常事態宣言を発することができる。

2項以下省略。

## 233条 非常事態時における基本権その他を停止する権限

1項 非常事態宣言が効力を持つ間、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条および第24条に含まれるいずれの規定も、それらの規定がなかったとしたら適法になすことができる、いかなる法を策定し、あるいはいかなる行政活動をとる、第7条によって定義される国家の権限を制限しない。ただし、そのように策定された法は、非常事態宣言が破棄されあるいは効力を失ったときに、無資格とされる範囲では、効力を失い、破棄されたとみなされる。

- 2 項 非常事態宣言が効力を持つ間、大統領は、令により、第 2 編第 1 章によって保障された基本権のうち、当該令において特定された基本権につき、その実現のために裁判所に提訴する権利を、または、それらの実現のため、もしくはその侵害に関わる問題の決定に関わる、いずれの裁判所であれ係属中の手続きを、非常事態宣言が効力を持つ間、停止すると宣言することができ、そのような令はパキスタン全土あるいは一部につき策定できる。
- 3 項省略。